

[JASA Member News 037 / 2021FY] 緊急事態宣言等に関する周知、出勤者数の削減 (テレワーク等の徹底) に関するお願い

1件のメッセージ

2021年9月13日 15:15

* このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 037号をお届けいたします。

»» お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ««

=====

1. 緊急事態宣言等に関する周知

2. 出勤者数の削減 (テレワーク等の徹底) に関するお願い

=====

『会員ビジネス情報』 会員のビジネス情報を外部発信 !

» URL <https://www.jasa.or.jp/members/member-news/>

=====

1. 緊急事態宣言等に関する周知

(経済産業省 情報産業課)

令和3年9月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

○ 緊急事態措置を実施すべき区域 (～2021年9月30日)

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫

県、広島県、福岡県及び沖縄県

○ まん延防止等重点措置を実施すべき区域 (～2021年9月30日)

宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

□ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20210913_1.pdf

□ 基本的対処方針変更 (新旧対照表)

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20210913_2.pdf

=====

2. 出勤者数の削減 (テレワーク等の徹底) に関するお願い

(経済産業省 情報産業課)

出勤者数の抑制については、これまで、皆様に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の実施や出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、会員企業への呼びかけをお願いさせていただいているところですが、9月9日に開催された第76回新型コロナウイルス感染症対策本部での決定などを踏まえ、改めて会員企業への呼びかけをお願いさせていた

だきたく、ご連絡差し上げました。

1. 緊急事態措置区域において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」、「職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること」とされていること。
2. 重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」とされていること。
3. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域において、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人の接触を低減する取組を推奨していること。
4. 令和3年5月12日付事務連絡「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」及び令和3年5月27日付事務連絡「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」でも依頼させていただいているとおり、既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表することを推奨していること。
※9月7日（火）公表時点での登録数は1027社となっております。

テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、以下のとおり関連するHPを御紹介します。出勤回避の取組に役立てていただければ幸いです。

□ IT導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

□ IT活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

□ 国税庁FAQ（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

=====

» 『JASA Member News』 バックナンバー

https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/

=====

» 『会員向けメニュー』

<https://www.jasa.or.jp> (JASAホームページ最上段右手)

⇒ 会員限定サービス ⇒ 会員情報変更

⇒ 会員情報配信支援(JASAホームページ掲載/メール・SNS発信)

=====

» JASA Member News受信希望者の追加・削除は、上記Email宛にお知らせください。

/_/_/_ 発信元/_/_/_

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/Embedded>

Twitter: <https://twitter.com/JASA07057256>